

受付

【認可外保育施設等用】
子育てのための施設等利用給付
認定(保育認定)申請書・現況届

(令和7年度用)

(あて先) 大阪市長
保健福祉センター所長児童氏名
認定通知番号

西暦・令和 年 月 日

■ どちらかにレ点を記入

<input type="checkbox"/>	認定申請書
現況届	
<input type="checkbox"/>	※ 以前に保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用申込をして「子どものための教育・保育給付認定」(有効期間内)を受けている方はこちらにチェックしてください。

市内在住の保護者※	現住所	〒 一	
	フリガナ		
	氏名		
	連絡先 優先的に使う連絡先から順に記載してください	子どもとの続柄	電話番号

※ 上記保護者を認定保護者(認定通知及び子育てのための施設等利用給付の対象となる保護者)とします。

■ 子育てのための施設等利用給付にかかる認定(保育認定)について、次のとおり申請し、現況を届け出ます。

認定を希望する期間		西暦 年 月 日	～	就学前まで
		その他(西暦・令和 年 月 日まで)		
利用(予定) 施設	施設名			
	所在地			
	利用(予定) 開始日	西暦・令和	年 月 日	

※ 令和7年(西暦2025年)4月1日現在の年齢を記載してください。

■ 世帯構成

区分	氏名	子どもとの続柄	性別	年齢※	生年月日	同居/別居 別居の場合は住所所在地の市町村名をご記入ください
申請にかかる子ども	(フリガナ)	本人	男・女		西暦 平成 令和	・
世帯構成員 (世帯分離や単身赴任をしている人も含む)	(フリガナ)		男・女		西暦 昭和 平成 令和	□ 同居 □ 別居 ()
	(フリガナ)		男・女		西暦 昭和 平成 令和	□ 同居 □ 別居 ()
	(フリガナ)		男・女		西暦 昭和 平成 令和	□ 同居 □ 別居 ()
	(フリガナ)		男・女		西暦 昭和 平成 令和	□ 同居 □ 別居 ()
	(フリガナ)		男・女		西暦 昭和 平成 令和	□ 同居 □ 別居 ()
世帯	被保護世帯	該当・非該当	ひとり親世帯			該当・非該当

■ 保育が必要な理由(保護者ごとに該当する項目に○をつけてください)

続柄	1 就労 2 妊娠・出産 (出産予定日: 年 月 日) 3 疾病・障がい 4 介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動 (現在求職活動中・利用後に求職活動を行う) 7 就学 8 その他() 9 不在 (死別・離婚・未婚・その他)					住所地市町村	
						R6.1.1時点 □ 大阪市 □ その他()	R7.1.1時点 □ 大阪市 □ その他()
続柄	1 就労 2 妊娠・出産 (出産予定日: 年 月 日) 3 疾病・障がい 4 介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動 (現在求職活動中・利用後に求職活動を行う) 7 就学 8 その他() 9 不在 (死別・離婚・未婚・その他)					R6.1.1時点 □ 大阪市 □ その他()	R7.1.1時点 □ 大阪市 □ その他()

※ 裏面もご記入ください。

■ 確認票（全ての方がご確認ください。）

次の事項について確認のうえ、□にレ点をチェックしてください。

- 必要書類の提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等に反映されないことがあります。
- 提出書類の内容に虚偽があった場合は、決定等を取り消すことがあります。
- 適正な認定の実施のため、住民基本台帳、課税台帳等の関係公簿を閲覧することができます。
- 認定申請中又は認定中に保護者の認定事由に変更があった場合は、速やかに保健福祉センターへ届け出てください（児童・保護者の住所・氏名等が変わる場合、保護者の勤務先が変わる場合、保護者が育児休業を取得する場合等）。なお、就労をやめるなど、保育の必要性がなくなった場合は、認定が取り消されます。
- 申請を取り下げる場合は、すみやかに保健福祉センターへご連絡いただくとともに、必要書類を提出してください。
- 就労（育児休業からの復職予定の場合）を認定事由として認定を受ける場合、原則として認定期間開始月中に復職し、認定開始月の翌月末までに就労証明書を提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、認定を取り消すことがあります。また、認定期間開始後に、育児休業を取得する場合には、保育の必要性がなくなるため、認定が取消となります。
- 就労の内定を認定事由として認定を受ける場合、原則として認定期間開始月中に就労を開始し、翌月末までに就労証明書を提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、認定を取り消すことがあります。
- 保護者の保育が必要な理由の内容に応じて、認定期間（給付を受けることができる期間）が定められます。認定期間の更新に際し、指定した更新申請期限までに申請がない場合や、その他認定事由の継続等が確認できない場合は、施設等の利用中であっても、認定期間の満了日をもって給付を終了とします。
- 保育の必要性の確認のため、ご家庭や勤務先を電話や訪問により、調査させていただく場合があります。
- 申請結果の通知については、申請が集中する時期やその他特別な理由がある場合は、通知まで30日を超える期間を要することがあります。なお、令和7年4月からの認定申請の結果通知は令和7年3月下旬から送付を開始しますが、申請日によっては通知時期が4月以降になることがあります。

大 阪 市 長
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長

西暦
令和 年 月 日

保護者氏名

保護者氏名

以上、確認しました。